

注 意 事 項

- 1 この名簿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項又は第14条第6項若しくは第14条の2第1項の規定により、石川県知事から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けた処理業者及び同法第14条の4第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の規定により、石川県知事から特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた処理業者の一覧表です。
- 2 この名簿は、平成22年4月1日現在のものであり、この日以降に許可内容を変更する処理業者もありますので、処理の委託に際しては、許可証の提示を求める等により、許可内容を十分確認する必要があります。
- 3 処理業者の許可内容は、以下のとおりです。
 - (1) 処理業者ごとに、取り扱うことのできる産業廃棄物の種類を 又はアルファベットで示しています。
 - (2) 産業廃棄物の種類については、次のとおりの略称を使用しています。
 - ・ 廃プラ：廃プラスチック類
 - ・ 動物系固形物：動物系固形不要物
 - ・ ガラス陶磁器：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - ・ 政令第13号：政令第13号廃棄物
 - (3) 自動車等破碎物とは、一般にシュレッダーダストと呼ばれているもので、廃自動車又は廃電気機械器具をシュレッダーで破碎処理し、金属スクラップを選別回収した後の残さをいい、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物からなります。
 - (4) 事業場の所在地及び電話番号が住所と同一である場合は省略してあります。